

定期調査・検査報告業務に携わる資格者の皆様へ

令和8年4月 旭川市建築指導課 作成

- 令和7年4月1日から定期報告をオンラインで受付しています
- 副本が不要になりました
- 令和7年7月1日に建築基準法が改正されました

オンライン提出について

- ホームページより旭川市所定の様式（エクセル）を使用してお提出ください。
- 報告後に旭川市から受信した旨のメールが届きますので、必ずご確認ください。
- 受領証の発行は行っていません。

建築基準法改正について

- 旭川市では、常閉防火扉（主要なものに限る）は特定建築物定期調査の対象です。（他の行政庁と異なる場合がありますので、ご注意ください。）
- 告示改正による主な変更
 - ・ **特定建築物調査結果図の各階平面図に「防火区画」を明示【※要注意】**
 - ・ 特定建築物調査結果表にスプリンクラーに関する項目を追加
 - ・ 特定建築物調査結果表から建築設備の作動や物品放置に関する項目を削除
 - ・ 建築設備検査結果表に物品放置等の項目を追加
 - ・ 非常用照明の検査結果表等にLED項目を追加 など

【※要注意】誤りが散見されます！

建築基準法施行令**第112条**により設置される「**防火区画**」を明示してください。
建築基準法施行令第114条による「防火上主要な間仕切壁」ではありません。

旭川市HPはこちら



旭川市 建築部 建築指導課
【電話】0166-25-8597
【E-mail】kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

